

高砂市新庁舎建設設計業務委託公募型プロポーザル評価選考要領

1 趣旨

この要領は、高砂市新庁舎建設設計業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に定めるもののほか、高砂市新庁舎建設設計業務に係る公募型プロポーザルに関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

2 評価方法

募集要項 3 審査方法及び結果の通知 4 参加表明書等の提出（一次審査）及び5 技術提案書等の提出（二次審査）に基づき、次のとおり評価を行う。

- (1) 委託候補者及び次点者の特定は、この要領に基づいて一次審査及び二次審査を行い、高砂市新庁舎建設設計者選定審議会（以下「審議会」という。）において、委員が評価したものについて行う。
- (2) 一次審査は、(3)で定めるものを除き、この要領に基づき担当部局で評価を行い、その結果を審議会に提出することにより行う。
- (3) 一次審査における業務の実施方針の項目については、審議会の各委員が評価を行うものとし、審議会としての評価は、各委員が行った評価点の合計点とする。
- (4) 二次審査は、(5)で定めるものを除き、評価項目ごとに審議会の各委員が評価を行い、その評価点の合計点によって行う。
- (5) 二次審査における設計費見積書の項目については、担当部局で評価を行い、その結果を審議会に提出することにより行う。

3 一次審査要領

(1) 参加資格

公募型プロポーザル方式による設計者の選定に参加することができる者は、次のアからケまでのいずれにも該当する単体企業とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 所属する建築士が建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。

エ 高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号）第20条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、「測量・建設コンサルタント等」に登録があるものであること。

オ 公告の日から契約の締結の日までの間に、高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ク 当該建築士事務所において、平成18年4月1日以降に、延べ床面積5,000平方メートル以上の庁舎の新築工事に係る基本設計業務及び実施設計業務を受注した実績があること。

なお、ここでいう「庁舎」とは、国又は地方公共団体の施設で一般事務に供されるもの（複合施設の場合は、当該施設の該当部分）とする。

ケ 免震構造・制震構造又はこれらに類する構造を採用した公共建築物の新築又は増築の工事に係る基本設計及び実施設計をしたことがあること。ただし、これらの設計が部分的な免震構造・制震構造又はこれらに類する構造に係るもの（床免震等）である場合は、この限りでない。

(2) 分担業務分野の再委託

業務分野を再委託する場合は、次のとおりとする。

- ア 建築（意匠）分野は、再委託しないこと。ただし、そのうち、主たる業務以外の部分（トレース、パース等）については、再委託を認める。
 - イ 構造分野の再委託先には、設計への関与ができる建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士が所属していること。ただし、参加表明者の建築士事務所に当該構造設計一級建築士が所属している場合は、この限りでない。
 - ウ 設備分野の再委託先には、設計への関与ができる建築士法第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士が所属していること。ただし、参加表明者の建築士事務所に当該設備設計一級建築士が所属している場合は、この限りでない。
- ※ 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、構造設計一級建築士証若しくは設備設計一級建築士証の交付を受けた者又は国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した通知書を受けた者であることとする。

(3) 配置予定技術者

配置予定技術者の条件は、次のとおりとする。

- ア 管理技術者は、一級建築士であること。
 - イ 管理技術者及び建築（意匠）担当者は、参加表明者の組織に所属していること。
 - ウ 管理技術者は、記載を求める各分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める建築（意匠）担当の主任技術者は、記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- ※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条に規定する管理技術者をいう。
- ※2 一級建築士の資格者は、一級建築士免許証の交付を受けた者であること。
- ※3 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- ※4 分担業務分野の分類は、次表による。

なお、新たな分担業務分野（土木、液状化対策、防災、オフィス環境、ワー

クショップ、ランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建物外観デザイン等)を追加する場合は、募集要項4(4)ウ(エ)に定める主任技術者(提出者が新たに追加する分担業務分野の主任技術者)の経歴等の提出の際、新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。この場合において、当該分担業務分野を分割して新たな分担業務分野を設定することはできない。

また、次表の分担業務分野については、分割して新たな分担業務分野を設定することはできない。

分担業務分野	業務内容
建築(意匠)	建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成21年国土交通省告示第15号。以下「平成21年告示」といいます。)別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)において示される「設計の種類」のうち「(1)総合」に係るもの
建築(構造)	平成21年告示別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)において示される「設計の種類」のうち「(2)構造」に係るもの
電気設備	平成21年告示別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)において示される「設計の種類」のうち「(3)設備」の「(i)電気設備」に係るもの
機械設備	平成21年告示別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)において示される「設計の種類」のうち「(3)設備」の「(ii)給排水衛生設備」、「(iii)空調換気設備」及び「(iv)昇降機等」に係るもの

(4) 参加に対する制限

- ア 参加表明書等を提出する者の重複は認めない。
- イ 審議会の委員が自ら主催し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者の参加は認めない。

4 一次審査

提出された参加表明書等を基に次に定めるところにより評価する。

評価項目	評価の着目点			評価点の限度			
	判断基準			小計			
(1) 事務所の評価	同種・類似業務の実績	業務実績の種類、規模、件数及び受賞歴について評価する。			15.0	15.0	
(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各分担業務分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任技術者	建築（意匠）	3.0	28.0 (18.0 +10.0)	
				建築（構造）	5.0		
				電気設備	5.0		
				機械設備	5.0		
(3) 配置技術者の技術力	同種・類似業務の業務実績（実績の有無及び件数並びに携わった立場）	次の順で評価する。 ①同種の業務実績がある。 ②類似の業務実績がある。 （上記①及び②に加え、携わった立場も評価する。）	管理技術者		9.0	27.0	
			主任技術者	建築（意匠）	6.0		
				建築（構造）	6.0		
				電気設備	3.0		
	機械設備			3.0			
	C P D		継続教育（C P D）の取得単位を評価する。	管理技術者		2.0	10.0
				主任技術者	建築（意匠）	2.0	
					建築（構造）	2.0	
電気設備		2.0					
機械設備	2.0						
(4) 業務の実施方針	①高砂市庁舎整備計画基本構想に掲げた5つの基本方針に沿った本設計業務の考え方、②設計チームの業務取組体制、③設計過程における市民参加の考え方、④業務実施上特に配慮する事項	①から④までについて、取組意欲、業務の理解度、的確性、創造性、実現性等を評価する。			120.0 (20.0×6人)		
計					200.0		

(1) 事務所の評価【15.0点】

同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。

評価点は、過去の業務1件当たりの配点を2点（受賞歴（公共団体、学会、設計団体等が行うコンクール等。）のある場合は、更に1点を加算）としたものに、当該業務実績の区分に応じ、次表に掲げる評価のウェイトを乗じたものを過去の業務実績5件について行ったものの合計点とする。

業務実績	評価のウェイト
①同種業務 ※1	1.0
②類似業務 ※2	0.5
③実績なし	0.0

※1 同種の業務実績は、国又は地方公共団体の庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）で延べ床面積5,000平方メートル以上のもののうち、平成18年4月1日以降に建築をするために発注されたものの基本設計業務及び実施設計業務の全工程に携わった業務実績をいう。

※2 類似の業務実績は、平成21年告示別添二の「建築物の類型」が「四 業務施設」である建築物で延べ床面積5,000平方メートル以上のもののうち、平成18年4月1日以降に建築をするために発注されたものの基本設計業務及び実施設計業務の全工程に携わった業務実績をいう。

※3 審査において「同種」を「類似」又は「実績なし」と、「類似」を「実績なし」と、「受賞歴有」を「受賞歴無」として評価することがある。

(2) 配置技術者の資格【18.0点】＋【加算分10.0点】

各分担業務分野の配置技術者の資格について評価を行う。

評価点は、次に定めるとおりとする。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点※1
建築（意匠）	一級建築士	3.0
	二級建築士	2.0
	木造建築士	1.0
建築（構造）	構造設計一級建築士	5.0
	一級建築士	3.0
	二級建築士	0.5
	木造建築士	0.2
電気設備	設備設計一級建築士	5.0
	一級建築士、建築設備士、技術士 ※3	3.0
	一級電気工事施工管理技士	0.5
	二級電気工事施工管理技士	0.2
機械設備	設備設計一級建築士	5.0
	一級建築士、建築設備士、技術士 ※4	3.0
	一級管工事施工管理技士	0.5
	二級管工事施工管理技士	0.2

※1 各分担業務分野の技術者において「CASBEE 建築評価員」を所持している場合は、各評価点にそれぞれ「2.0」を加算するものとする。

※2 建築（意匠）の分担業務分野の技術者において「技術士（都市及び地方計画）」を所持している場合は、評価点に「2.0」を加算するものとする。

※3 電気の技術士は、機械部門（動力エネルギー）又は電気電子部門（電気設備）のいずれかとする。

※4 機械の技術士は、機械部門（動力エネルギー、熱工学、流体工学）又は衛生工学部門（空気調和、建築環境）のいずれかとする。

(3) 配置技術者（管理技術者及び各主任技術者）の技術力【37.0 点】

各配置技術者（管理技術者及び各主任技術者）の技術力について、次に掲げる観点から評価を行う。

ア 同種又は類似業務の実績の有無【27.0 点】

【配点：管理3点/件、意匠2点/件、構造2点/件、電気1点/件、機械1点/件】

過去の実績3件について、1件ごとに評価する。

(ア) 同種業務＝1.0、類似業務＝0.5、同種又は類似業務の実績なし＝0とする。

(イ) 携わった立場＝下表に定めるところによる。

過去の実績での立場	管理技術者に係る評価の場合	主任技術者に係る評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場であった場合	1.0	1.0 (※)
主任技術者又はこれに準ずる立場であった場合	0.5	1.0
担当技術者の立場であった場合	0.25	0.5

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、この設計業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

各配置技術者の実績ごとに配点×(ア)×(イ)を算出し、合計したものとする。

イ CPD【10.0 点】

【配点：管理2点、意匠2点、構造2点、電気2点、機械2点】

建築CPD運営会議が発行する証明書により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの取組状況について評価する。

評価点は、取組状況の区分に応じ、次表に掲げる評価のウエイトを乗じたものの合計とする。

評価項目	取組状況	評価のウエイト
管理技術者及び主任技術者の継続教育（CPD）の取組状況	推奨単位以上の取得がある。	1.0
	推奨単位の2分の1以上の取得がある。	0.5
	取り組んでいない又は取り組んでいるが推奨単位の2分の1未満である	0

(4) 業務の実施方針

提出された内容を踏まえ、審議会の各委員により総合的に評価を行うものとし、評価点は、各委員による評価点の合計点とする。

評価項目	評価事項	判断基準	評価点の限度	
				合計
業務の実施方針	①高砂市庁舎整備計画基本構想に掲げた5つの基本方針に沿った本設計業務の考え方、②設計チームの業務取組体制、③設計過程における市民参加の考え方、④業務実施上特に配慮する事項について、取組意欲、業務の理解度、的確性、創造性、実現性等を評価する。	10点を「極めて高い」、5点を「普通」、1点を「極めて低い」を基準とした10段階評価とする。 なお、各委員による評価点は、当該10段階評価による点数に2を乗じて得た数とする。	20.0 (10×2)	120.0 (20.0×6人)

5 二次審査

提出された技術提案書等について、次の定めるところにより、プレゼンテーション及びヒアリングの内容も踏まえ、審議会の各委員により総合的に判断を行い、最優秀者（委託候補者）及び次点者を特定する。

なお、一次審査における評価点は、二次審査に持ち越さないものとする。

評価項目	評価の着目点		評価点の限度	
		判断基準		合計
技術提案(評価に当たっては提出書類の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの結果を総合的に判断して行う。)	特定テーマに対する技術提案	特定テーマについて、その的確性(与条件との整合性が取れているかなど)、創造性(工学的知見に基づく創造的な提案がされているかなど)及び実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているかなど)を考慮して総合的に評価する。	40.0 (4テーマの合計)	240.0 (40×6人)
設計費見積書	見積額を評価する。		10.0	10.0
合計				250.0

※ 表中の評価の着目点の各項目（特定テーマに対する技術提案については、各テーマ）において、委員全員を合計して評価点がなかった場合は、失格とする。

(1) 特定テーマに対する技術提案【40.0点（4テーマの合計）】

特定テーマに対する技術提案について、的確性、創造性及び実現性を次に定めるところにより評価する。

的確性：求めた課題が正しく理解され、的確な提案がなされているか。

創造性：工学的知見に基づく創造的な提案がされているか。

実現性：提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか。

提出された技術提案書等を踏まえ、審議会の各委員の主観的評価により総合的に判断を行う。

評価の着目点	評価事項	各委員の評価点	配点
各特定テーマに対する技術提案の的確性、創造性及び実現性	市民の生命と財産を守る安心安全の庁舎	テーマごとに、10点を「極めて高い」、5点を「普通」、1点を「極めて低い」を基準とした10段階評価とする。	10.0
	だれもが利用しやすく市民に開かれた庁舎		10.0
	効率的な配置・整備計画		10.0
	その他の提案		10.0
合計			40.0

なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加する意思がないものとみなし、原則として審査の対象としない。

ただし、やむを得ない理由で出席できない場合は、出席できない旨及びその理由を書面で提出し、その理由が妥当であると判断されるときは、失格とはしない。

(2) 設計費見積書【配点 10.0点】

提出された設計費見積書に記載された見積額（消費税込み）について、次の算出式により評価点を算出するものとする。

なお、算出した評価点に端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入とする。

また、最高見積額は、募集要項1(2)カに掲げる概算業務費（以下「概算業務費」という。）以内であることとし、概算業務費以上の見積額であった場合は、失格とする。

【算出式】

A：最高見積額 B：最低見積額 C：提案者見積額

$$- \frac{9}{A-B} \times C + \left(\frac{9}{A-B} \times B + 10 \right)$$

(3) 最優秀者又は次点者の評価点の合計が同点であった場合の取り扱い

審議会の各委員による評価の結果、最優秀者又は次点者の評価点の合計が同点であった場合は、前記「2 評価方法(1)」に基づき、委員の協議により最優秀者1者又は次点者1者を特定する。